

60th

NACHI

発見

挑戦

創造

提案

実行

第74回 定時株主総会 招集ご通知

株式会社 **アイチ** コーポレーション

証券コード：6345



目次

株主のみなさまにお伝えしたいこと

P7 社長メッセージ

P9 ESGアクションプラン

P2 第74回定時株主総会招集ご通知

P4 書面またはインターネットによる
議決権行使のご案内

P16 株主総会参考書類

P30 事業報告

P51 連結計算書類

P53 計算書類

P55 監査報告書

証券コード6345
2022年5月31日

株主各位

埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10

株式会社 **アイチ** コーポレーション

取締役社長 山 岸 俊 哉

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止のため、当日のご出席を見合わせ、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使いただくことをご推奨申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月16日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月17日（金曜日）午前10時

2. 場 所 埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10
当本社（末尾の会場ご案内略図をご参照ください）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第74期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第74期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出願います。また、議事資料として本招集ご通知を、当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎書面または電磁的方法（インターネット）による議決権行使の方法については、4ページから6ページをご覧ください。

◎連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.aichi-corp.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類および提供書面に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.aichi-corp.co.jp>) に掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大が懸念されております。ご出席の株主のみなさまにおかれましては、ご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染拡大防止策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。体調がすぐれない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により事前に議決権の行使をしていただき、当日のご来場はご遠慮ください。なお、株主総会会場において、役員および運営スタッフがマスクを着用させていただくほか、感染拡大防止のための必要な措置（株主のみなさまの間隔を確保するため、入場者数を制限して入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主様に対して入場をお断りすることや退場を命じること、株主総会の時間を短縮すること等）を講ずる場合がございますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◎本年は、お土産の配布および製品展示を取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける方



同封の議決権行使書用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月17日（金曜日）
午前10時

株主総会にご出席いただけない方

郵送



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使期限

2022年6月16日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネット



当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

議決権行使期限

2022年6月16日（木曜日）
午後5時30分まで



議決権行使書のご記入方法のご案内

● こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

議決権行使書		議案 原案に対する賛否	
〇〇〇株式会社 御中	議決権の数	第1号議案	賛 否
株主総会日		第2号議案	賛 否
		第3号議案	賛 否

基本日現在の所有株式数 _____ 株

お 願 い
1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
2. 当日ご出席されない場合は、おのりづけのうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
①議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
②インターネット専用ログインIDとパスワードを読み取るため、QRコードは必ずご返送ください。
※「おのりづけ」は、お返送の際に必ずご確認ください。

（ご注意）
当社は、議決権行使書用紙に賛否表示がない場合は、賛成と見做すものとさせていただきます。

〇〇〇株式会社

インターネット等による議決権行使に必要な「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

第1号議案

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

第2・3号議案

- ▶ 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 全員反対の場合：「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者を反対される場合：「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号を（ ）内にご記入ください。

※当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン、パソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただくことによって実施可能です。議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、賛否をご入力ください。(毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

議決権行使期限

2022年6月16日(木曜日)
午後5時30分まで

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1. QRコードを読み取る



議決権行使書用紙副票(右側)

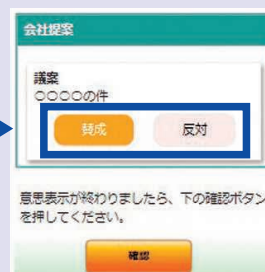
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って行使完了です。

2回目以降のログインの際は…
次ページに記載のご案内に従ってログインしてください。

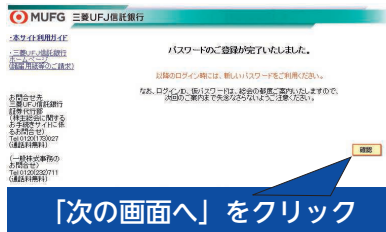
機関投資家のみなさまへ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

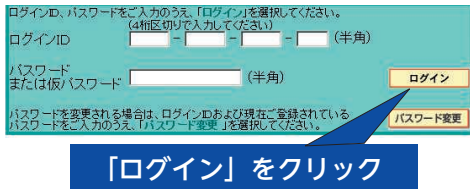


ログインID・仮パスワードを入力する方法

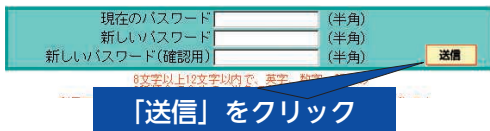
1. 議決権行使ウェブサイト
にアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙副票
(右側)に記載された「ログインID」
および「仮パスワード」を入力



3. 「新しいパスワード」と
「新しいパスワード（確認用）」
の両方に入力



以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>




ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- 株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もございます。
- スマートフォン、パソコン等による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等の費用は株主様のご負担となります。

【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

社長メッセージ



代表取締役社長 山岸 俊哉

創立60周年を機に復元展示した創業第1号機「A型建柱車」前にて撮影

「株主様とともに更なる挑戦を続けます」

株主のみなさまには、平素より当社事業運営に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。また引き続き感染が収束しない新型コロナウイルスの被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申しあげます。更にはロシアのウクライナ侵攻による紛争が一刻も早く終息に向かうことを心から願うばかりであります。

さて、おかげさまで当社は本年2月2日に創立60周年を迎えることができました。これまでの長きに亘り賜りました、当社に対する温かいご支援に改めて感謝申しあげますとともに、更なる飛躍の歴史を刻むべく心新たに挑戦し続けることをここにお約束申しあげます。

当社は1962年の創業以来「作業環境創造企業」という考え方のもとに、電力・通信・鉄道をはじめとした、人々の生活になくてはならない重要な社会インフラを支える作業の機械化や新工法開発に、お客さまとともに取り組んでまいりました。引き続き、その重要な使命はしっかりと守りつつ、新たな社会要請にもお応えできるよう全力を尽くしてまいります。

その新たな要請として、

- ① 高度経済成長期に整備された社会インフラの老朽化対策
- ② 地震、台風をはじめとした大型自然災害発生からの早期復旧支援
- ③ 更なる環境パフォーマンスの追求

という、いずれも極めて重要なテーマをあげることができます。

アイチコーポレーション使命

「私たちアイチコーポレーションは、作業環境創造企業として、社会インフラ整備に携わるお客さまに対し、作業の安全効率化、快適作業、環境対応、災害復旧等、様々なお客さま経営課題の解決に主体的に取り組み、お客さまにとって無くてはならない商品・サービスを提供することにより、力強く社会に貢献します。」



福島県沖地震の復旧工事の様子

私たち、アイチコーポレーションは、創業以来、守り続けてきた使命と新たな社会環境の変化による要請に対して真正面から対峙し、その克服に向けて力強く挑戦してまいります。そして、その精神を具現化するために創立60周年を機にいくつかのプロトモデル機台を作成し、その活用も含めたソリューションとしてお客さまに早期にご提供できるよう努めてまいります。

まだまだコロナ禍、ウクライナ問題、原材料高騰等の影響により、困難な経済情勢は続くものと思われませんが、アイチコーポレーションは将来をしっかりと見据え、お客さまをはじめ広く社会から信頼される存在として着実に成長すべく、社員一丸となって努力を積み重ねてまいります。

株主のみなさま方におかれましては、アイチコーポレーションの新たなチャレンジに対し力強いご支援をいただくとともに、引き続き深いご理解と温かいご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

実現のための中期事業計画

1. 社会・お客さまにとって「なくてはならない企業」へ

- 社会貢献を中核に据えた経営
- ダントツの信頼を獲得する絶対的プレゼンスの確立

2. 事業拡大と収益構造改革

- 成長市場・分野への積極投資
- サプライチェーンの再構築

3. 中期的成長を支える経営基盤の強化

- 腕・知恵・心を継続的に高める人材育成
- 「共感」「全員経営」の推進

アイチコーポレーション「ESGアクションプラン」



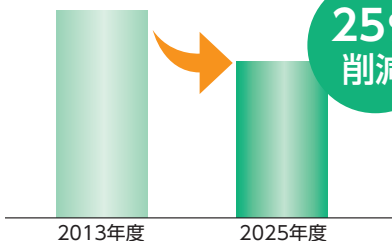
1. 環境への取り組み

① 2050年のカーボンニュートラル社会を見据えた環境への取り組み

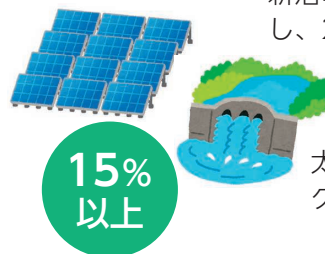
環境方針

- ・環境マネジメントの推進
- ・脱炭素社会の構築
- ・循環型社会の構築
- ・環境リスク低減と自然共生社会の構築

【CO₂総排出量削減目標】



【再エネ導入率】



新治事業所に太陽光システムを増設し、2022年4月より稼働中

太陽光発電・水力発電等のグリーン電力の積極的導入

② 当社商品を通じた環境への取り組み

作業環境創造企業として、エコ商品をご提供することで、お客さまの環境活動のお手伝いをいたします。

低炭素社会 【Eco Aichi 商品】

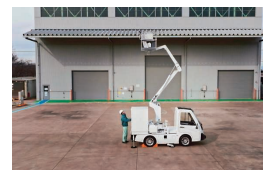


循環型社会 【3R設計】



Reuse : 使える物は繰り返し使う
Reduce : 物を大切に使い、ごみを減らす
Recycle : ごみを資源として再利用する

リスク低減 【排ガス削減】



EV高所作業車



リチウムイオン
バッテリー搭載車



電動自走式高所作業車

① 地球環境への思いやり

- CO₂排出量削減
- 燃費削減 ● 省資源
- 環境負荷物質削減

② 作業する方への思いやり

- 静かな作業環境
- メンテナンスフリー
- かんたん操作

③ 周りの方への思いやり

- 騒音を出さない
- 排気ガスを出さない

2. 社会への取り組み①：災害復旧支援



CAS(キャス)とは、お客さまが災害復旧作業の現場で安全かつ迅速な復旧工事を行うために当社グループが一丸となって取り組む活動です。



体制

- 稼働支援
- 車両提供
- 場所提供

情報

情報伝達 / 情報共有
のしくみづくり

- 車両の稼働状態管理
- 車両の位置情報提供

もの

災害復旧に向けた
車両 / 装備開発

- 道路障害物(倒木)除去
- 応急電源確保・移動充電車
- サポートカー・現地指揮車

アイチネットワークのバックアップ お客さまへ提供

- 全国6支店・3事業所ならびにカスタマーサービスセンター・サービスステーション、指定店206社との連携
- お客さま固有車両に対応できるサービス技術者の育成・派遣

災害対策車両

倒木伐採車



リチウムイオンバッテリー搭載車



多目的移動電源車



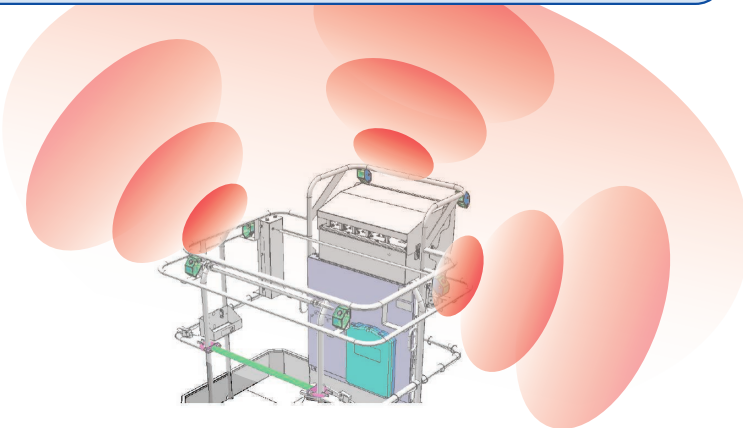
2. 社会への取り組み②：安全性追求

センシング活用による安全システムの提案

次世代を見据えた車両本体および車両の周辺情報のセンシングなど、更なる安全性を追求することで、より安全で効率的な作業環境創造に取り組んでいます。

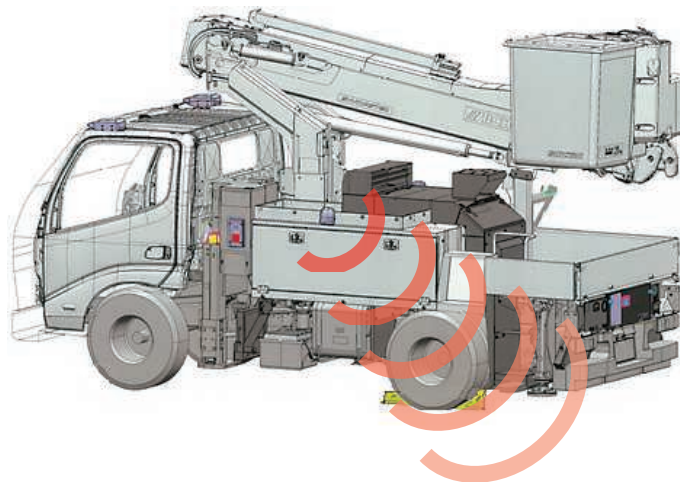
【作業現場のはさまれ防止】

周辺認知技術を応用した安全支援装置でオペレーターの挟まれ事故防止。



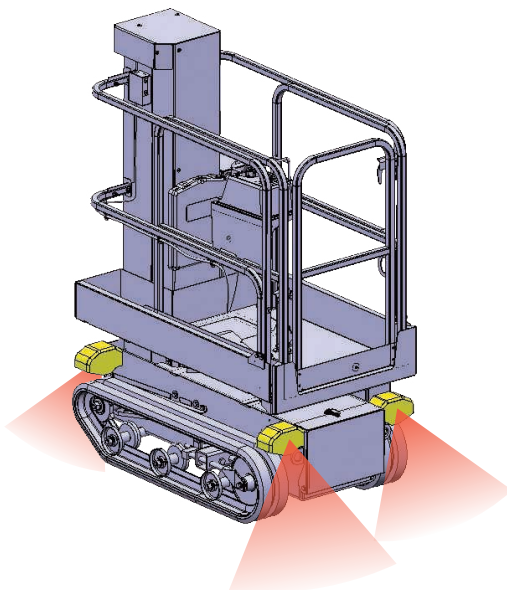
【坂道での逸走防止】

輪止めが適切に設置されていることをセンサで検知し、架装物の作動を許可することで逸走事故ゼロ化へ挑戦。



【進行方向に存在する危険な段差を検知・自動停止】

自走系高所作業車での路面段差危険予知による車両転倒事故の未然防止。



2. 社会への取り組み③：地域貢献・ボランティア活動

●地域次世代層を対象とした教育支援活動(社会科見学など)



2021年度は、400名の小学生の皆さんが参加されました。

●ひとり親家庭や生活困窮者等を支援するフードバンク活動、募金活動



●地域振興イベント出展、地域清掃、自動販売機収益金の寄付活動



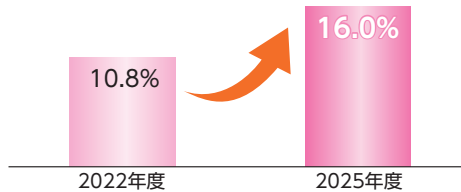
2. 社会への取り組み④：ダイバーシティ、「安全・安心」の労働環境

●ダイバーシティ

【女性活躍推進】

計画的な採用を進め、次世代リーダーとして活躍できるよう、環境整備を進めています。

全社員に占める女性の割合



サービスのフロント業務研修

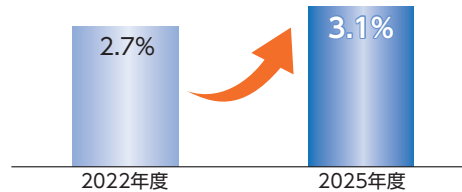


車両の入庫チェック業務

【障がい者雇用の取り組み】

障がい者と健常者がともに仕事をし、価値観を共有できるよう、毎年計画的に障がい者の採用を行っています。

障がい者雇用率



外部講師を招いた障がい者雇用に関する研修

●ワークライフバランス

【育児・介護】

「育児・介護のための短時間勤務制度」改定
「介護休暇制度」改定

【仕事とプライベートの両立へ向けた取り組み】

「あんしん休暇制度」新設

●安全と健康

【安全活動の推進】

労働災害・職業性疾患ゼロに向けた活動
法定教育、階層別・職種別研修等の計画的な実施

【健康増進・疾病予防の取り組み】

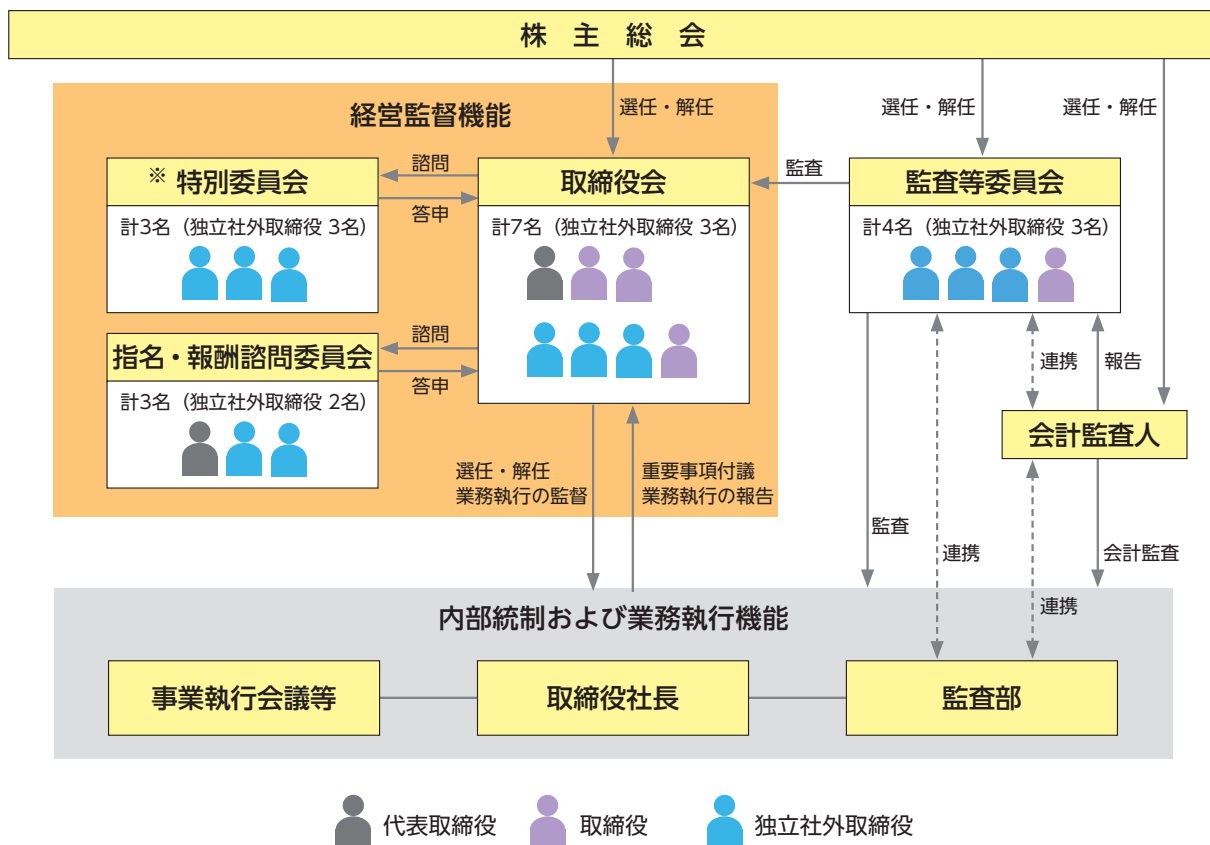
年2回の定期健康診断、ストレスチェック
40歳からの脳ドック・50歳からのがん検診・女性がん検診

3. ガバナンス向上への取り組み

取締役会の監督機能を強化し経営の透明性を一層向上させるとともに、少数株主の利益を確保するため監査等委員会、特別委員会、指名・報酬諮問委員会において独立社外取締役を配置しております。

コーポレート・ガバナンス体制

(2022年3月31日現在)



※当社と支配株主またはその子会社などとの間で、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引が生じる場合に審議・検討を行う特別委員会を設置

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供を可能にするために、変更案第15条(電子提供措置)を新設いたします。株主総会資料の電子提供措置および、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲の限定を可能といたします。
- (2) 重複する現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を削除いたします。
- (3) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けます。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	第3章 株主総会
第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除等に関する経過措置)</p> <p>当社は、2018年6月開催の第70回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 2018年6月開催の第70回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、当該行為に関する限り、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。</p> <p>3 本附則は、2028年6月20日をもって削除する。</p>	<p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除等に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、2018年6月開催の第70回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 2018年6月開催の第70回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、当該行為に関する限り、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。</p> <p>3 本条は、2028年6月20日をもって削除する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><新設></p>	<p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、指名・報酬諮問委員会において意見の交換および内容の確認を行ったうえで決定しており、監査等委員会は、本議案の各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況および業績、これまでの経歴等を評価し、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	在任年数 (本総会終結時)	取締役会への 出席状況
1 再任	やま ぎし 山岸 俊哉	代表取締役社長	3年	13回/13回 (100%)
2 再任	やま もと 山本 秀男	取締役 総務部、営業部門、関係会社統括	1年	10回/10回 (100%)
3 新任	あん ざい 安齋 光一	常務役員 品質管理部門、生産管理部門担当	—	—
4 新任	さ さ き 佐々木 卓夫	— (株式会社豊田自動織機取締役副社長 ユー・エム・シーエレクトロニクス株式会社社外取締役)	—	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山岸俊哉氏および佐々木卓夫氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者（親会社）である株式会社豊田自動織機の業務執行者であったことがあります。両氏の株式会社豊田自動織機における過去10年間の地位および担当は、「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって補填することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
4. 当社は、佐々木卓夫氏が選任された場合は、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度とする予定であります。

取締役会への出席状況

13回／13回 (100%)

当社株式所有数

46,432株

在任年数 (本総会終結時)

3年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年4月 株式会社豊田自動織機製作所入社
(現社名 株式会社豊田自動織機)
- 2008年6月 株式会社豊田自動織機執行役員
- 2011年6月 Toyota Industries North America, Inc. 社長
Toyota Industrial Equipment Manufacturing, Inc.
社長
- 2012年6月 Toyota Material Handling North America, Inc.
会長
- 2016年6月 株式会社豊田自動織機常務役員
- 2019年6月 当社代表取締役専務取締役企画・管理部門、営業部門
統括
- 2020年6月 当社代表取締役社長 (現任)
〔重要な兼職の状況〕
なし

取締役候補者とした理由

株式会社豊田自動織機およびその連結子会社において、長年にわたり経営者としての経験を有するとともに、当社の代表取締役として経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。経営全般における豊富な経験と高い識見を有するとともに、人格、識見ともに優れていることから、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

やま もと
山本

ひで お
秀男

(1958年9月19日生)

再任

取締役会への出席状況

10回／10回 (100%)

当社株式所有数

4,330株

在任年数 (本総会最終時)

1年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月 当社入社
2012年4月 当社国内営業部担当部長
2014年1月 当社中四国支店支店長
2016年8月 当社中部支店支店長
2017年6月 当社執行役員
2018年6月 当社常務役員営業部門管掌
2020年6月 当社常務役員営業部門、関係会社担当
2021年6月 当社取締役総務部、営業部門、関係会社統括 (現任)

[重要な兼職の状況]

なし

取締役候補者とした理由

当社の取締役として経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。また当社において営業部門における長年の業務経験による深い知識と当社経営に関する豊富な経験を有するとともに、人格、識見ともに優れていることから、引き続き、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

あん ざい
安齋

こう いち
光一

(1961年8月11日生)

新任

招集ご通知

株主のみなさまに
お伝えしたいこと

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

取締役会への出席状況

—

当社株式所有数

6,703株

在任年数（本総会終結時）

—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社
2008年3月 当社調達部長
2014年7月 当社執行役員
2016年6月 当社取締役生産技術部門・調達部門管掌
2017年6月 当社常務役員技術・開発部門管掌
2019年6月 当社常務役員情報システム部門、技術・開発部門管掌
2020年6月 当社常務役員技術・開発部門担当
2021年6月 当社常務役員品質管理部門、生産管理部門担当（現任）
〔重要な兼職の状況〕
なし

取締役候補者とした理由

当社の常務役員として経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。また当社において開発・調達部門における長年の業務経験による深い知識と当社経営に関する豊富な経験を有するとともに、人格、識見ともに優れていることから、今回、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

4

さ さ き
佐々木

たく お
卓夫

(1956年12月3日生)

新任

取締役会への出席状況

—

当社株式所有数

0株

在任年数（本総会終結時）

—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 トヨタ自動車工業株式会社入社
(現社名 トヨタ自動車株式会社)
2009年6月 トヨタ自動車株式会社常務役員
2011年6月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社取締役社長
トヨタ自動車株式会社顧問
2013年4月 トヨタ自動車株式会社常務役員
2015年6月 株式会社豊田自動織機専務取締役
2016年6月 株式会社豊田自動織機取締役・専務役員
2018年6月 株式会社豊田自動織機取締役副社長（現任）
〔重要な兼職の状況〕
株式会社豊田自動織機取締役副社長
ユー・エム・シーエレクトロニクス株式会社社外取締役

取締役候補者とした理由

トヨタ自動車株式会社において、海外子会社も含めた経理・財務部門で豊富な経験を有し、株式会社豊田自動織機において取締役として経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。経営全般における豊富な経験を有するとともに、人格、識見ともに優れていることから、今回、取締役候補者といたしました。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会から同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	在任年数 (本総会終結時)	取締役会への 出席状況	監査等委員会への 出席状況
1	再任 社外 独立 たか つき 高月 重廣	社外取締役、監査等委員	4年	13回/13回 (100%)	13回/13回 (100%)
2	再任 社外 独立 とう じょう 東上 清	社外取締役、監査等委員	3年	13回/13回 (100%)	13回/13回 (100%)
3	再任 社外 独立 かわ にし 川西 拓人	社外取締役、監査等委員 (のぞみ総合法律事務所パートナー、 楽天インシュアランスホールデ ィングス株式会社、社外監査役 株式会社スカラ 社外取締役 株式会社F I S 社外取締役)	2年	12回/13回 (92%)	12回/13回 (92%)
4	再任 あお めま 青沼 健二	取締役、監査等委員 (株式会社豊田自動織機理事 トヨタL&Fカンパニー事業企画部長)	3年	13回/13回 (100%)	13回/13回 (100%)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、高月重廣氏、東上清氏および川西拓人氏を、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏が選任された場合、当社は引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は高月重廣氏、東上清氏、川西拓人氏および青沼健二氏の4名と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。
また、高月重廣氏、東上清氏、川西拓人氏および青沼健二氏の4名が再任された場合は、各氏との間で当該責任限契約を継続する予定であります。
4. 青沼健二氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者（親会社）である株式会社豊田自動織機の業務執行者であったことがあります。同氏の株式会社豊田自動織機における過去10年間の地位および担当は、「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

候補者
番号

1

たか つき
高月

しげ ひろ
重廣

(1950年1月11日生)

再任 社外 独立

取締役会への出席状況

13回／13回 (100%)

監査等委員会への出席状況

13回／13回 (100%)

当社株式所有数

0株

在任年数 (本総会終結時)

4年

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年4月 三井造船株式会社入社
1976年1月 プライスウォーターハウス会計事務所入所
(現社名 PwCあらた有限責任監査法人)
1991年7月 プライスウォーターハウス英国ファームパートナー
(現社名 プライスウォーターハウスクーパース)
2001年7月 中央青山監査法人入所
2007年7月 新日本監査法人入所 代表社員
(現社名 EY新日本有限責任監査法人)
2014年6月 当社監査役
2018年6月 当社社外取締役 (現任)
〔重要な兼職の状況〕
なし

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割

過去に直接、会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を持ち、会計監査および国際税務に関する豊富な知識と経験等を有し、監査等委員の立場から公正かつ適切なアドバイスをいただいております。当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

とう じょう
東上きよし
清

(1956年2月5日生)

再任 社外 独立

取締役会への出席状況

13回／13回 (100%)

監査等委員会への出席状況

13回／13回 (100%)

当社株式所有数

0株

在任年数 (本総会終結時)

3年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1979年4月 トヨタ自動車販売株式会社入社
(現社名 トヨタ自動車株式会社)
- 1998年1月 トヨタ自動車株式会社オセアニア室室長
- 2003年1月 Toyota Motor Europe S.A./N.V.出向
- 2008年1月 トヨタ自動車株式会社ヨーロッパ部部长
- 2010年4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
執行役員
- 2013年4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
常務執行役員
- 2019年6月 当社社外取締役 (現任)
〔重要な兼職の状況〕
なし

監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社にて常務執行役員を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験および幅広い識見を有しております。これらの経験と識見により、当社の経営全般に対し独立的な立場から助言・提言をいただいております。当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

かわ にし
川西

たく と
拓人

(1976年8月10日生)

再任 社外 独立

取締役会への出席状況

12回／13回 (92%)

監査等委員会への出席状況

12回／13回 (92%)

当社株式所有数

0株

在任年数（本総会終結時）

2年

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2003年10月 弁護士登録
弁護士法人御堂筋法律事務所入所
2008年1月 金融庁検査局出向
2010年2月 弁護士法人御堂筋法律事務所東京事務所
2012年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー
2015年6月 株式会社FIS社外取締役（現任）
2015年7月 のぞみ総合法律事務所入所
2016年7月 のぞみ総合法律事務所パートナー（現任）
2018年7月 楽天インシュアランスホールディングス
株式会社社外監査役（現任）
2019年9月 株式会社スカラ社外監査役
2020年6月 当社社外取締役（現任）
2021年9月 株式会社スカラ社外取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

のぞみ総合法律事務所パートナー
楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役
株式会社スカラ社外取締役
株式会社F I S 社外取締役

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割

弁護士の資格を持ち、会社法務および金融関連業務に関する豊富な知識と経験等を有し、監査等委員の立場から公正かつ適切なアドバイスをいただくとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。

取締役会への出席状況

13回／13回 (100%)

監査等委員会への出席状況

13回／13回 (100%)

当社株式所有数

0株

在任年数 (本総会終結時)

3年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1988年4月 株式会社豊田自動織機製作所入社
(現社名 株式会社豊田自動織機)
- 2009年1月 株式会社豊田自動織機トヨタL&F
カンパニー海外営業部企画管理室長
- 2012年1月 Toyota Material Handling
U.S.A.,Inc. 副社長
- 2017年1月 株式会社豊田自動織機トヨタL&Fカンパニー営業統
括部長
- 2018年1月 株式会社豊田自動織機コンプレッサー事業部事業企画
部長
- 2019年6月 当社取締役 (現任)
株式会社豊田自動織機トヨタL&Fカンパニー総合企
画部長
- 2021年6月 株式会社豊田自動織機理事トヨタL&Fカンパニー事
業企画部長 (現任)

〔重要な兼職の状況〕

株式会社豊田自動織機理事トヨタL&Fカンパニー事業企画部長

監査等委員である取締役候補者とした理由

株式会社豊田自動織機にて、営業統括および事業企画部長を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験および幅広い識見を有しております。これらの経験と識見により、当社の経営全般に対し助言・提言をいただいております。当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としていたしました。

(ご参考) 取締役会のスキルマトリックス

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役会の構成は次のとおりとなる予定であります。

氏名	当社における地位	特に専門性を発揮できる領域および経験						
		企業経営	財務・会計	法務	リスクマネジメント	技術開発・生産	マーケティング	国際性
山岸 俊哉	代表取締役社長	●	●	●	●	●		●
山本 秀男	取締役	●		●	●		●	
高月 重廣	社外取締役 (監査等委員)		●		●			●
東上 清	社外取締役 (監査等委員)	●			●		●	●
川西 拓人	社外取締役 (監査等委員)		●	●	●			
青沼 健二	取締役 (監査等委員)	●			●		●	●
安齋 光一	取締役	●			●	●		
佐々木 卓夫	取締役	●	●	●	●			●

以上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ワクチン接種や治療薬の普及および緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が解除され、緩やかに回復いたしました。

しかしながら、長期化する半導体の供給不足や部品供給の滞りなど世界的なサプライチェーンの混乱による工場の操業縮小や停止、原油・原材料価格の上昇によるコスト増に加え、ウクライナ情勢等の地政学リスクなど、国内外の経済は不透明な状況で推移いたしました。

当社の主力事業である特装車の国内販売につきましては、電力業界は、更新需要の回復により前連結会計年度に比べ増加いたしましたものの、レンタル業界では、建築需要向け投資に慎重な姿勢がみられ、前半の落ち込みを後半でカバーできずに前連結会計年度に比べ減少いたしました。一方、海外販売では、中国および韓国市場向け等で堅調に推移し前連結会計年度に比べ増加いたしました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は前連結会計年度を27億39百万円(5%)下回る565億91百万円となりました。主な売上高の内訳を示しますと、特装車売上高は前連結会計年度を29億40百万円(6%)下回る440億70百万円、部品・修理売上高は前連結会計年度を1億71百万円(2%)上回る117億79百万円となりました。

部門別の売上高は次のとおりであります。

区 分		前連結会計年度		当連結会計年度		前年度比増減額	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	比 率
特 装 車	穴 掘 建 柱 車	百万円 1,653	% 2.8	百万円 2,757	% 4.9	百万円 1,104	% 66.8
	高 所 作 業 車	42,274	71.2	39,158	69.2	△3,116	△7.4
	そ の 他	3,083	5.2	2,154	3.8	△929	△30.1
	計	47,011	79.2	44,070	77.9	△2,940	△6.3
部 品 ・ 修 理		11,608	19.6	11,779	20.8	171	1.5
そ の 他		711	1.2	741	1.3	30	4.2
合 計		59,330	100.0	56,591	100.0	△2,739	△4.6

利益につきましては、営業利益は前連結会計年度を1億89百万円(3%)下回る68億61百万円、経常利益は前連結会計年度並みの77億36百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度を2億61百万円(4%)下回る56億44百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は5億98百万円で、その内容は次のとおりであります。

区 分	内 容	金 額
機 械 及 び 装 置	新治・伊勢崎工場の機械設備およびデモ車等	百万円 294
建 物 及 び 構 築 物	新治・伊勢崎工場の建物等	143
そ の 他	新治・伊勢崎工場の型・治具等	160
合 計		598

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、通常の運転資金のほか設備投資資金を自己資金により賄い、増資・社債等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第71期 (2019年3月期)	第72期 (2020年3月期)	第73期 (2021年3月期)	第74期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	61,838	58,336	59,330	56,591
経常利益 (百万円)	7,393	6,219	7,708	7,736
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	5,525	4,923	5,906	5,644
1株当たり当期純利益 (円)	71.18	63.42	76.84	74.09
総資産 (百万円)	84,562	82,763	90,869	90,559
純資産 (百万円)	65,254	67,944	73,321	76,043
1株当たり純資産額 (円)	840.64	875.30	959.76	1,006.05

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第71期 (2019年3月期)	第72期 (2020年3月期)	第73期 (2021年3月期)	第74期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	61,030	57,961	59,129	56,099
経常利益 (百万円)	7,000	5,805	7,247	7,095
当期純利益 (百万円)	5,190	4,645	5,536	5,068
1株当たり当期純利益 (円)	66.86	59.84	72.02	66.52
総資産 (百万円)	82,894	81,069	88,256	86,578
純資産 (百万円)	63,632	66,015	70,078	71,620
1株当たり純資産額 (円)	819.74	850.44	917.30	947.53

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況及び親会社との取引に関する事項

当社の親会社は株式会社豊田自動織機で、同社は当社の株式40,521千株（議決権比率53.6%）を保有いたしております。

当社と親会社とは、特装車の販売および部品の販売・購入などの取引を行っております。

親会社が運用する「キャッシュマネジメントサービス」を契約しており、余剰資金の預け入れをしております。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

営業取引につきましては、第三者との通常の取引と同様の水準で価額その他の取引条件の決定を行っております。同様に、余剰資金の預け入れ金利につきましても、市場金利を勘案した合理的な利息が設定されており、経済的合理性にかなうよう留意しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は親会社より従業員1名が当社の取締役(監査等委員)に就任しており、経営情報の交換等、親会社等との連携を取りながら、取締役会を運営しております。

なお、当社の事業活動につきましては、親会社等と事業の棲み分けがなされており、事業活動上の制約はありません。また、取引状況等の内容の適正性を第三者との取引条件と比較検討し、当社の利益を害さないようその妥当性の判断を行っております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(子会社)			
浙江愛知工程機械有限公司	15,000千米ドル	100.0%	特殊機械の製造販売
AICHI NZ LIMITED	2,300千NZドル	100.0%	当社製品の販売
AICHI AUS PTY LTD	1,700千豪ドル	100.0%	当社製品の販売
(関連会社)			
杭州愛知工程車輛有限公司	10,000千米ドル	50.0%	特殊自動車の製造販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の再拡大や、各国におけるインフレ懸念・利上げおよびウクライナ情勢など懸念材料も多く、先行き不透明な状況が続くものと思われまます。

このような中で、当社グループにおきましては、作業環境創造企業としての経営の基本方針に基づき、経済の発展と豊かな社会づくりに貢献すべく、事業活動を行っております。

中長期的な経営戦略としましては、事業構造改革による高収益企業への転換をめざします。

この達成に向けた取り組みとして、積極的な投資を背景に、お客様にとって「なくてはならない企業」、海外事業の再構築、収益構造改革の推進、中期的成長を支える経営基盤の強化をキーワードにし活動を進めてまいります。

さらに、全社をあげて原価低減と業務効率化に取り組み、利益を創出してまいります。

なお、企業の信頼性確保のため、内部統制システムの整備・運用が求められております。当社グループは、より一層の内部統制機能の充実に取り組みむとともにコーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めてまいります。

何卒、株主の皆様方におかれましては、なお一層のご支援とご協力を賜りますよう伏してお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループ（当社、子会社3社および関連会社1社により構成）が営んでいる主な事業内容は、電力・電気・通信工事用の穴掘建柱車・高所作業車等と建設・荷役用の高所作業車等の製造、販売、部品・修理およびスキッドステアローダー等の製造、販売ならびに高所作業車等の研修を行っております。

また、一部の高所作業車につきましては、親会社へOEM供給を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10
支 店	北日本（宮城）、関東（埼玉）、中部（愛知）、関西（大阪）、中四国（広島）、九州（福岡）
工 場	新治（群馬）、伊勢崎（群馬）

② 子会社及び関連会社

会 社 名	所 在 地
(子会社)	
浙江愛知工程機械有限公司	中華人民共和国浙江省杭州市
AICHI NZ LIMITED	Otago New Zealand
AICHI AUS PTY LTD	Queensland Australia
(関連会社)	
杭州愛知工程車輛有限公司	中華人民共和国浙江省杭州市

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減 (△)
1,065名	△29名

(注) 使用人数は、就業人員であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減(△)	平 均 年 齢	平均勤続年数
981 名	△20 名	43.0 歳	18.9 年

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であります。
 2. 使用人数は、執行役員4名および期間従業員等134名を除いております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 235,000,000株
- ② 発行済株式の総数 76,395,901株(うち自己株式809,314株)
- ③ 株主数 7,458名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 豊 田 自 動 織 機	40,521	53.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,245	5.6
光 通 信 株 式 会 社	2,565	3.4
N D S 株 式 会 社	2,072	2.7
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,489	2.0
PERSHING-DIV. OF DLJ SECS. CORP.	1,390	1.8
い す ゞ 自 動 車 株 式 会 社	1,274	1.7
アイチコーポレーション従業員持株会	1,175	1.6
愛 協 会	887	1.2
東京海上日動火災保険株式会社	867	1.1

(注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

2021年10月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議し、同決議に基づき自己株式の取得をしております。

取得した株式の種類および総数 普通株式 809,100株

取得価額の総額 668百万円

取得した期間 2021年10月28日から2022年3月31日まで

② 自己株式の消却

2021年10月27日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却に係る事項を決議し、同決議に基づき自己株式の消却をいたしました。

消却した株式の種類および総数 普通株式 1,829,449株

自己株式消却額 1,170百万円

消却した日 2021年11月19日

(4) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	山岸俊哉	
取締役	田上吉夫	経営企画部、経理部、事業企画部担当、 技術開発部門、製造部門統括
取締役	山本秀男	総務部、営業部門、関係会社統括
取締役 (監査等委員)	高月重廣	
取締役 (監査等委員)	東上清	
取締役 (監査等委員)	川西拓人	のぞみ総合法律事務所パートナー 楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役 株式会社スカラ社外取締役 株式会社F I S社外取締役
取締役 (監査等委員)	青沼健二	株式会社豊田自動織機 理事トヨタL & Fカンパニー事業企画部長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）高月重廣氏、取締役（監査等委員）東上清氏および取締役（監査等委員）川西拓人氏は、社外取締役であります。
2. 2021年6月18日開催の第73回定時株主総会において、山本秀男氏が取締役に選任され、就任いたしました。
3. 2021年6月18日開催の第73回定時株主総会の終結の時をもって、代表取締役三浦治氏は任期満了により退任いたしました。
4. 当社は、監査等委員会を補助するスタッフを監査部に設置し、併せて同部が内部監査対応も担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員は選定しておりません。
5. 取締役（監査等委員）高月重廣氏、取締役（監査等委員）東上清氏および取締役（監査等委員）川西拓人氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届出しております。
6. 取締役（監査等委員）高月重廣氏は、公認会計士としての豊富な経験があり、財務および会計に関する高い知見を有しております。
7. 取締役（監査等委員）川西拓人氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、会社法務および金融関連業務にも精通しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社の取締役(監査等委員)は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

③ 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
	百万円	百万円	百万円	名
取締役(監査等委員を除く)	92	54	38	4
(うち社外取締役)	(-)	(-)	(-)	(-)
取締役(監査等委員)	16	16	-	4
(うち社外取締役)	(13)	(13)	(-)	(3)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2018年6月21日開催の第70回定時株主総会において年額240百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、3名であります。
2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年6月21日開催の第70回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、4名(社外取締役3名)であります。
3. 業績連動報酬等として取締役(監査等委員を除く)に対して賞与を支給しております。業績連動報酬等である賞与は本業で稼いだ利益である各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社動向および中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案して決定しており、また、当該業績指標を選定した理由は、会社の業績との連動制を確保し、職責と成果を反映させた体系を構築するためであります。なお、当連結会計年度の営業利益は、6,861百万円であります。
4. 上記の支給人員には、2021年6月18日開催の第73回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く)1名を含んでおります。
5. 上記の支給額には、以下のものも含まれております。
- ・ 当事業年度中における役員賞与引当金計上額38百万円(取締役(監査等委員を除く)3名分 38百万円)。
6. 上記の支給額のほか、役員退職慰労金を、2021年6月18日開催の第73回定時株主総会決議に基づき、退任取締役(監査等委員を除く)1名に対して27百万円支給しております。なお、金額には、過年度の事業報告において記載した役員退職慰労引当金の繰入額26百万円が含まれております。

④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額またはその算定方法の決定方針に関する事項

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

- ・会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）を2021年2月24日開催の取締役会において決議いたしました。

ロ. 基本方針

- ・当社の業務執行取締役の報酬は固定報酬の月額報酬、業績連動報酬の賞与により構成されており、会社の業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系とする。

ハ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

- ・当社の業務執行取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ニ. 業績連動報酬等の額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

- ・業績連動報酬等である賞与は本業で稼いだ利益である各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社動向および中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案して決定する。

ホ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

- ・業務執行取締役の種類別の報酬割合については、社外取締役を主要な構成員とする取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会において、意見の交換および内容の確認を行ったうえで、取締役会に上程し決議する。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

ヘ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- ・個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額および各業務執行取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を受けるものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は当該答申の内容に従って決定しなければならないこととする。

- ト. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
- ・ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。
- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
- ・ 当事業年度においては、2021年5月19日開催の取締役会にて代表取締役社長山岸俊哉氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各業務執行取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各業務執行取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得ております。
- ⑥ 監査等委員である取締役の報酬等について
- ・ 監査等委員である取締役の報酬等の決定方法は、監査等委員会において株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、業務分担の状況等を勘案し報酬額を協議により決定しております。
- ⑦ 会社の役員等賠償責任保険に関する事項
- イ. 被保険者の範囲
- ・ 当社は、当社の取締役、執行役員および理事ならびにAICHI NZ LIMITED およびAICHI AUS PTY LTDを除く当社子会社におけるすべての取締役を被保険者とした、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。
- ロ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- ・ 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。
 - ・ 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、免責額を設け、一定額に至らない損害については、填補の対象外としております。
 - ・ 当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

⑧ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

- ・当社の社外取締役（監査等委員）高月重廣氏・東上清氏および川西拓人氏と当社の間で特別な利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
取締役（監査等委員） 高 月 重 廣	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。会計・財務の専門的知識と幅広い経験に基づき、経営全般にわたり公正かつ客観的かつ広範な視野から、取締役会および監査等委員会における発言を通して、助言しました。
取締役（監査等委員） 東 上 清	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。豊富な経験と高い識見に基づき、客観的かつ広範な視野から、取締役会および監査等委員会における議案の審議等に必要な発言を通して、助言しました。
取締役（監査等委員） 川 西 拓 人	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。弁護士の資格を持ち、会社法務および金融関連業務に関する豊富な知識と経験等を有し、客観的かつ広範な視野から、取締役会および監査等委員会における発言を通して、助言しました。

ハ. 当社親会社または当社親会社の子会社から受けた役員報酬等の額
該当事項はありません。

(5) 会計監査人の状況

- ① 名称 PwCあらた有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	46 <small>百万円</small>
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人および社内関係部署から収集した情報に基づき、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の在外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等への対応に関する助言業務について対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において下記のとおり基本方針を決議しております。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 行動指針として「行動規範」を制定し、これを役職員に周知し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提としている。
 - ロ. コンプライアンス担当取締役を置き、内部統制・リスク管理分科会のもと、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。
 - ハ. 監査部門（内部監査部門）および監査等委員会は、常時連携して、業務の監査結果を交換し、全社のコンプライアンス体制の実現、問題の発見に努める。
 - ニ. 取締役の職務遂行の適法性を確保するための牽制機能および経営の多様な視点からの意思決定を目的とし、取締役会に当社と利害関係を有しない社外取締役を置く。
 - ホ. 「企業倫理相談窓口制度」などにより、取締役・執行役員および使用人のコンプライアンスに関する重要事項の早期発見に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

当社の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役は、常時これらの文書を閲覧できる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 全社のリスクに関する統括責任者として担当取締役を置き、内部統制・リスク管理分科会を設置する。
 - ロ. 内部統制・リスク管理分科会は、業務に応じて生じるリスクを未然に防止する手続や機構を整備する。有事の際は迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
 - ハ. 内部統制・リスク管理分科会にて検討された内容は、内部統制・リスク管理分科会のフローに落とし込む仕組みとする。
 - ニ. 監査部門（内部監査部門）は、内部統制の有効性および実際の業務遂行状況につき、全部門を対象に業務監査、遵法監査を年度計画に基づき実施する。監査の結果をトップマネジメントおよび監査等委員会に報告する。

- ホ. 適切な資金管理および所定の権限に基づく業務ならびに予算の執行に努める。
- ヘ. 適切な財務報告の確保および適時適正な情報開示に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- イ. 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績管理を実施している。
- ロ. 取締役会にて定められた職務分掌に基づいて業務を執行し、執行役員および理事は、委任および指示された事項について取締役を効率的に補佐し、迅速な経営判断を可能にしている。

⑤ 株式会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 親会社内部監査部門の定期的監査を受け入れ、その報告を受けると共に、情報交換を行い、コンプライアンス上の課題および効率性の観点からの課題を把握する。
- ロ. 当社およびグループ各社における内部統制の体制は、内部統制・リスク管理分科会を設けると共に、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われている。
- ハ. グループ企業に監査等委員を派遣し、監査範囲を業務監査を含めて実施し、当社の監査部門（内部監査部門）がグループ企業の内部監査を実施し、コンプライアンス体制づくりを行うと共に、早期の問題発見に努める。
- ニ. 当社グループに共通の行動規範を定め、グループ会社の役職員と一体となった遵法意識の醸成を図る。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

専属スタッフを配置し、監査業務を補助し、その人事については、監査等委員会の同意の取得を必要としております。

- ⑦ 当社およびグループ会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告等に関する体制
監査等委員会の要請に基づき、社内の重要な会議には、監査等委員の出席を得る体制としている。また、必要に応じた監査等委員の職務に要する費用を負担する。
取締役(監査等委員であるものを除く。)・執行役員および使用人は次に定める事項が生じた場合は、すみやかに監査等委員会に対して報告し、報告者が報告を理由として不利に取り扱われないことを確保する。
- イ. 重要会議で決議・報告された事項。
 - ロ. 当社およびグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項。
 - ハ. 毎月の経営状況の重要な事項。
 - ニ. 内部監査およびリスク管理に関する重要な事項。
 - ホ. 重大な法令・定款違反。
 - ヘ. その他コンプライアンス上重要な事項。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会に対して、業務執行取締役・執行役員および重要な使用人からヒアリングを実施する機会および代表取締役、会計監査人等とそれぞれ定期的に意見交換する機会を保証する。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
当社および当社グループ各社では、取締役・執行役員および使用人の行動指針として「行動規範」を定めており、その一つとして反社会的勢力への対応を掲げている。基本的な考え方は、反社会的勢力には毅然とした態度でのぞみ、これらを寄せつけない、こととしている。
具体的には、対応責任部署を明確にし、必要とあれば警察など関係行政機関に相談して適切な措置を講じている。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会の監督機能を強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化などコーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当社および当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況として、当事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）のうち、その基本方針に基づき以下の通り取り組みを行っております。

- ①2021年4月1日以降の主な会議の開催状況として、取締役会は13回開催、監査等委員会を13回開催し、また、内部統制/リスク管理分科会を10回開催いたしました。
- ②監査等委員会が定めた監査方針および監査計画等に基づき、各監査等委員は監査部門（内部監査部門）を通じて各部門の内部監査に係る監査結果のヒアリング等を行うとともに、当社代表取締役および他の取締役、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③監査部門（内部監査部門）は、年度計画に基づき、当社の全部門を対象とした業務監査、遵法監査および当社グループ各社の内部監査を実施しました。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策は、株主重視の観点から安定的に配当を行うことを基本とし、2020年度から2022年度の3カ年は、連結業績を基準に配当性向50%を目安に株主の皆様への還元を行ってまいります。加えて、中長期的な視点に基づく最適な資本配分を行うべく、手元資金や株価水準等を総合的に勘案し、3カ年で2,000百万円を上限とした自己株式の取得も機動的に実施してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、2022年4月26日の取締役会において、1株につき20円とし、効力発生日を2022年6月1日とすることを決議いたしました。なお、中間配当金を含めました当事業年度の配当金は、前事業年度より2円増配し1株につき34円となります。

また、2021年10月27日開催の取締役会において自己株式の取得を決議し、同年10月28日から3月31日の期間に「東京証券取引所における市場買付」により、809,100株を取得価額総額668百万円で取得いたしました。

内部留保金につきましては、新商品の開発、生産性・品質の向上、営業力の強化、新市場の開拓等に活用し、今後の収益構造の改善および財務基盤の一層の強化・拡充を図ってまいります。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	61,145,543	流 動 負 債	12,367,609
現金及び預金	1,179,626	支払手形及び買掛金	8,633,664
預 け 金	36,897,023	未 払 法 人 税 等	717,737
受取手形、売掛金及び契約資産	18,608,241	役 員 賞 与 引 当 金	38,000
製 品	896,832	製 品 保 証 引 当 金	228,271
仕 掛 品	1,459,508	そ の 他	2,749,936
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,345,329	固 定 負 債	2,148,213
そ の 他	758,981	土地再評価に係る繰延税金負債	616,302
固 定 資 産	29,414,030	退職給付に係る負債	489,292
有形固定資産	18,181,222	繰 延 税 金 負 債	704,782
建物及び構築物	7,051,360	そ の 他	337,835
機械装置及び運搬具	2,080,087	負 債 合 計	14,515,822
工具器具及び備品	192,491	(純資産の部)	
土 地	8,524,007	株 主 資 本	72,118,350
建 設 仮 勘 定	1,369	資 本 金	10,425,325
そ の 他	331,906	資 本 剰 余 金	9,923,342
無形固定資産	665,998	利 益 剰 余 金	52,416,619
投資その他の資産	10,566,810	自 己 株 式	△646,937
投資有価証券	7,311,005	その他の包括利益累計額	3,925,401
そ の 他	3,262,562	その他有価証券評価差額金	4,085,430
貸倒引当金	△6,758	土 地 再 評 価 差 額 金	△1,624,044
資 産 合 計	90,559,574	為 替 換 算 調 整 勘 定	758,735
		退職給付に係る調整累計額	705,280
		純 資 産 合 計	76,043,752
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	90,559,574

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		56,591,208
売 上 原 価		43,980,901
売 上 総 利 益		12,610,306
販売費及び一般管理費		5,748,748
営 業 利 益		6,861,558
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	169,328	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	639,551	
為 替 差 益	18,752	
そ の 他	49,171	876,802
営 業 外 費 用		
そ の 他	2,224	2,224
経 常 利 益		7,736,136
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,054	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	119,079	
受 取 保 険 金	31,920	152,054
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	134	
固 定 資 産 除 却 損	16,850	
減 損 損 失	449	17,434
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		7,870,756
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,886,607	
法 人 税 等 調 整 額	339,167	2,225,774
当 期 純 利 益		5,644,982
親会社株主に帰属する当期純利益		5,644,982

招集ご通知

株主のみなさまに
お伝えしたいこと

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科目	金額	科目	金額
流動資産	59,768,686	流動負債	12,319,875
現金及び預金	219,606	支払手形	1,004,225
預け金	36,897,023	電子記録債権	3,406,319
受取手形	1,477,282	買掛金	4,315,166
電子記録債権	1,379,649	未払金	770,587
売掛金	15,779,964	未払法人税等	712,036
製品	721,950	未払消費税等	21,044
仕掛品	1,400,117	未払費用	1,343,175
原材料及び貯蔵品	1,035,640	預り金	311,251
短期貸付金	214,390	前受収益	365
その他金	735,061	役員賞与引当金	38,000
貸倒引当金	△92,000	製品保証引当金	228,271
固定資産	26,809,442	設備関係支払手形	41,647
有形固定資産	17,578,912	設備関係電子記録債権	25,267
建物	6,097,662	その他	102,516
構築物	628,390	固定負債	2,637,635
機械及び装置	1,832,268	土地再評価に係る繰延税金負債	616,302
車両及び運搬具	1,941	退職給付引当金	1,504,152
工具器具及び備品	161,365	繰延税金負債	179,344
土地	8,524,007	その他	337,835
建設仮勘定	1,369	負債合計	14,957,511
その他	331,906	(純資産の部)	
無形固定資産	301,883	株主資本	69,159,232
水道施設利用権	846	資本金	10,425,325
ソフトウェア	253,736	資本剰余金	9,941,842
その他	47,300	資本準備金	9,941,842
投資その他の資産	8,928,646	利益剰余金	49,439,001
投資有価証券	7,311,005	その他利益剰余金	49,439,001
出資	1,010	繰越利益剰余金	49,439,001
関係会社出資金	1,420,530	自己株式	△646,937
長期前払費用	125,397	評価・換算差額等	2,461,385
差入保証金	56,129	その他有価証券評価差額金	4,085,430
その他	101,060	土地再評価差額金	△1,624,044
貸倒引当金	△86,486	純資産合計	71,620,617
資産合計	86,578,128	負債・純資産合計	86,578,128

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		56,099,093
売 上 原 価		43,680,822
売 上 総 利 益		12,418,270
販売費及び一般管理費		5,560,071
営 業 利 益		6,858,198
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	161,818	
為 替 差 益	41,872	
そ の 他	35,132	238,822
営 業 外 費 用		
そ の 他	1,871	1,871
経 常 利 益		7,095,149
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,054	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	119,079	
受 取 保 険 金	31,920	152,054
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	38	
固 定 資 産 除 却 損	16,778	
減 損 損 失	449	17,266
税 引 前 当 期 純 利 益		7,229,937
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,881,459	
法 人 税 等 調 整 額	279,628	2,161,087
当 期 純 利 益		5,068,850

招 集 ご 通 知

株 主 の み な さ ま に
お 伝 え し た い こ と

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社アイチコーポレーション
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川原 光 爵
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関根 和 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイチコーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイチコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社アイチコーポレーション
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川原 光 爵
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関根 和 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイチコーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の監査部門（内部監査部門）と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および執行役員からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号口の判断およびその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人PWCあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PWCあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社アイチコーポレーション 監査等委員会

監査等委員 高月 重 廣 ㊟

監査等委員 東 上 清 ㊟

監査等委員 川 西 拓 人 ㊟

監査等委員 青 沼 健 二 ㊟

(注) 監査等委員高月重廣、東上清および川西拓人は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

日時▶ 2022年6月17日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

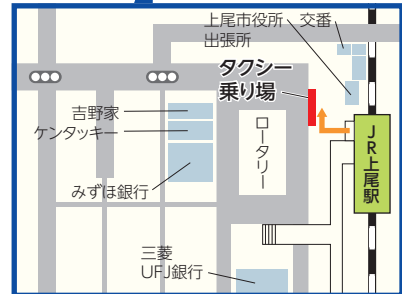
会場▶ 埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10 当本社（本社棟）



当本社（本社棟）



- 本年は、送迎バスの運行はございません。
- タクシーをご利用される方は、上尾駅（JR高崎線）西口の「タクシー乗り場」（右記地図参照）よりご乗車いただき、「アイチコーポレーション本社棟」とお伝えください。
※なお、タクシーでは、上尾駅より株主総会会場までの所要時間は約20分です。
- 本年は、お土産の配布および製品展示を取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



株式会社 **アイチ** コーポレーション

〒362-8550 埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10
TEL:048-781-1111 (代)
<https://www.aichi-corp.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。